

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 10 号

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第 1 条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成 11 年岩手県教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(電磁的記録の開示の実施の方法)		(電磁的記録の開示の実施の方法)	
第 4 条 条例第 16 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		第 4 条 条例第 16 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(各地区合同庁舎(江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。)内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和 39 年岩手県規則第 41 号)第 3 条第 1 項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。)内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
2 [略]		2 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第 2 条 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成 13 年岩手県教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（<u>江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u>）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（ <u>江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u> ）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	2 [略]		<p style="text-align: center;">(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（<u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u>）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u> ）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	2 [略]	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法												
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（ <u>江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u> ）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]												
2 [略]													
電磁的記録の種別	開示の実施の方法												
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u> ）内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]												
2 [略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。